

作成日 2025/05/26
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローン50TXフリー B液 冬型
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分4 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 皮膚感作性 区分1A 生殖細胞変異原性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器 心血管系 神経系 腎臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 血管 呼吸器 心血管系 腎臓 中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H302+H312+H332 飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合や吸入した場合は有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H371 呼吸器、心血管系、神経系、腎臓の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、血管、呼吸器、心血管系、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

応急措置

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
特別な処置が必要である。(P321)
口をすすぐこと。(P330)
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
漏出物を回収すること。(P391)
施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

保管
廃棄

3. 組成及び成分情報
化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メターキシリレンジアミン	5~7.9%	C8H12N2	(3)-308,(3)-	既存	1477-55-0
フェノール	1.5~3.5%	C6H6O	(3)-481	既存	108-95-2

2, 4, 6-トリス(ジメチル アミノメチル)フェノール	0.7~1.5%	不明	(3)- 714,(3)- 762,(3)-	既存	90-72-2
4-tert-ブチルフェノール	18~22%	不明	(3)-503	既存	98-54-4

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
特別な処置が必要である。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤
火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法

棒状水。
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。

二次災害の防止策

漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
保管	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。
8. ばく露防止及び保護措置		
設備対策		
保護具		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		液体
形状		液体
色		褐色
臭い		アミン臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点		データなし
範囲		
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限	下限	データなし
界／可燃限界	上限	データなし
引火点		136℃（クリーブランド開放式）
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし

溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配 係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.04
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の温度、圧力の条件では安定である。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	加温、火気
混触危険物質	危険有害反応可能性参照
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が500mg/kgのため区分4とした。
	経皮	急性毒性推定値が1222.2222222mg/kgのため区分4とした。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が1.5mg/lのため区分4とした。 区分1の成分合計が7.55%のため、区分1とした。 眼区分1の成分合計が20.55%のため、区分1とした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		区分1Aの成分が5.08%のため、区分1Aとした。
生殖細胞変異原性		区分2の成分が2.47%のため、区分2とした。
発がん性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分1Bの成分が2.47%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)		区分2(呼吸器)の成分が65%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分2(心血管系)の成分が65%のため、区分2(心血管系)とした。 区分2(神経系)の成分が65%のため、区分2(神経系)とした。 区分2(腎臓)の成分が65%のため、区分2(腎臓)とした。 区分2(呼吸器)の成分が25%のため、区分2(呼吸器)とした。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		区分2(肝臓)の成分が65%のため、区分2(肝臓)とした。 区分2(血管)の成分が65%のため、区分2(血管)とした。 区分2(呼吸器)の成分が65%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分2(心血管系)の成分が65%のため、区分2(心血管系)とした。

誤えん有害性		区分2(腎臓)の成分が65%のため、区分2(腎臓)とした。 区分2(中枢神経系)の成分が65%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分2(呼吸器)の成分が25%のため、区分2(呼吸器)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が25%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)		(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が25%のため、区分2とした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
汚染容器及び包装		
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 UN No. Proper Shipping Class Packing Group Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	IMOの規定に従う。 3066 塗料 8 III applicable applicable
国内規制	航空規制情報 UN No. Proper Shipping Class Packing Group 陸上規制 海上規制情報 国連番号 品名 クラス 容器等級 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	ICAO/IATAの規定に従う。 3066 塗料 8 III 消防法の規定に従う。 船舶安全法の規定に従う。 3066 塗料 8 III 該当 該当

航空規制情報
国連番号
品名
クラス
等級

航空法の規定に従う。
3066
塗料
8
III
153

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

フェノール
メタキシリレンジアミン
4-ターシャリーブチルフェノール

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

メタキシリレンジアミン

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

メタキシリレンジアミン(令別表第9の番号:
555)(5%未満)(営業秘密)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

フェノール(安衛則別表第2の番号:1697)
(2.47%)

メタキシリレンジアミン(安衛則別表第2の番号:
1981)(1%-10%)(営業秘密)

4-ターシャリーブチルフェノール(安衛則別表第2の番号:1170)(10%-20%)(営業秘密)

腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

メタキシリレンジアミン

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

メタキシリレンジアミン

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

4-ターシャリーブチルフェノール

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

4-ターシャリーブチルフェノール

	皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)
	メターキシリレンジアミン
	皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
	メターキシリレンジアミン
	皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)
	4-ターシャリーブチルフェノール
	皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
労働安全衛生法(令和7年4月1日以降)	4-ターシャリーブチルフェノール 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
	4-ターシャリーブチルフェノール 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
労働安全衛生法(令和8年施行分)	4-ターシャリーブチルフェノール(安衛則別表第2の番号:1170)(1%-10%)(営業秘密) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
	フェノール
	メターキシリレンジアミン
	4-ターシャリーブチルフェノール 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
	フェノール(安衛則別表第2の番号:1697)(2.47%)
	メターキシリレンジアミン(安衛則別表第2の番号:1981)(1%-10%)(営業秘密)
	4-ターシャリーブチルフェノール(安衛則別表第2の番号:1170)(10%-20%)(営業秘密)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) フェノール(管理番号:349)(2.5%) 第2種指定化学物質(法第2条第3項、施行令第2条別表第2) 4-ターシャリーブチルフェノール(管理番号:368)(20%)
化審法 消防法 外国為替及び外国貿易法 労働基準法	優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第三石油類(非水溶性) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

16. その他の情報

連絡先
参考文献

東日本塗料株式会社
溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカー
SDS
日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品
の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及
び安全データシート(SDS)」
日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品
の分類方法」
日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方
式)塗料マニュアル 改訂版」
日本ケミカルデータベース製物質データベース
[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分で
はありませんので、取扱には十分注意して下さい。
この製品の安全データシートの記載内容のうち含有
量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありま
せん。
記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づい
て作成しておりますが、すべての化学品には未知の
有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注
意が必要です。
注意事項は通常の取り扱いを対象としたものである
為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安
全対策を実施の上ご使用下さい。
又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境
保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員
の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわない
か等については、貴社の責任にてご判断願います。

その他